

# 成年年齢引下げと若年消費者の保護に関する施策（案）

## 法制審議会「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」

民法の成年年齢の引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。

### 若年者の消費者保護に関する適切な施策の充実が必要である

#### 消費者契約法の改正→つけ込み型不当勧誘による契約の取消権の導入

- 若年者は、恋人商法、靈感商法等、不安心理を助長したり、雇用関係等の関係を利用する、いわゆるつけ込み型の不当勧誘により、消費者被害にあう恐れが高い。

#### 特定商取引法の改正→若年者には原則として取消権を認める等の制度を整備

- 訪問販売（投資用DVD等）・電話勧誘販売・通信販売・特定継続的役務提供（エステ等）・業務提供誘引販売・連鎖販売取引等の特定商取引は、現在においても若年者の被害が少なくない。

#### 割賦販売法の改正→クレジット契約の際の資力要件とその確認の厳格化等

- 若年者の消費者被害では、クレジットを組ませる事例が多くみられる。消費者被害により多額のクレジット債務を負わされることは、若年者に酷である。

#### 貸金業法等の改正→借入を行う際の資力要件とその確認の厳格化等

- 若年者の消費者被害では、借入により支払いを行わせる事例も多くみられる。消費者被害により多額の貸金債務を負わされることも、若年者に酷である。

### 若年者への消費者教育をより一層充実すべきである

#### 消費者教育の再構成の必要性

- 成年年齢が引き下げられた場合、18歳、19歳の若年者（その中には高校3年生を含む）が「大人」として市場に参入することになるため、消費者教育のあり方を再検討する必要がある。

#### 具体的な内容

- 消費者教育に関する教材、教員養成システム、授業時間数の充実
- 参加型教育 ・ 体験型教育 ・ 救済手続の詳細についての教育
- 18歳、19歳の若年者に対する教育・高齢者に対する消費者教育、啓発活動の応用